

# 次期教育振興基本計画(素案)策定の考え方

## 1 基本的事項

### (1) 計画策定の趣旨

- ・教育基本法第17条第2項の規定に基づき「滋賀県教育振興基本計画」を策定（平成21年7月）
- ・社会情勢の変化や現状の教育課題を踏まえ、「第3期滋賀県教育振興基本計画」を策定

### (2) 計画の位置付け

- ・本県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画
- ・滋賀県基本構想の推進に関する規程第2条第1項に基づいて策定する「滋賀県基本構想」を上位計画とする中期計画（基本構想との整合性）
- ・本計画において取り扱う「教育」は、教育を受ける場所にかかわらず、家庭教育、学校教育、社会教育を含み、その時期にかかわることなく、各個人の主体的な学びである生涯学習を含む

### (3) 計画期間

- ・平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間

## 2 滋賀の教育を取りまく背景

### <社会情勢の変化>

人口減少社会、少子高齢社会の進行

急速な技術革新

グローバル化と情報化の進展

### <現状>

子どもの学力・学習状況

新学習指導要領等への対応

地域資源を生かした教育の推進

特別支援教育の推進

外国人児童生徒等への学習支援

生涯学習の機運の高まり

## 3 第2期計画の評価と課題

### <「成果指標・事業目標」において、すでに平成30年度目標を達成している主なもの>

健やかタイムの実践校数

特別支援学校高等部就職率

県立学校耐震化

家庭教育協力企業協定締結数

におねっと講座情報登録数

### <主な課題>

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得

新しい時代を切り拓く人材の育成

福祉・医療との連携

インクルーシブ教育システムの構築

系統的なキャリア教育

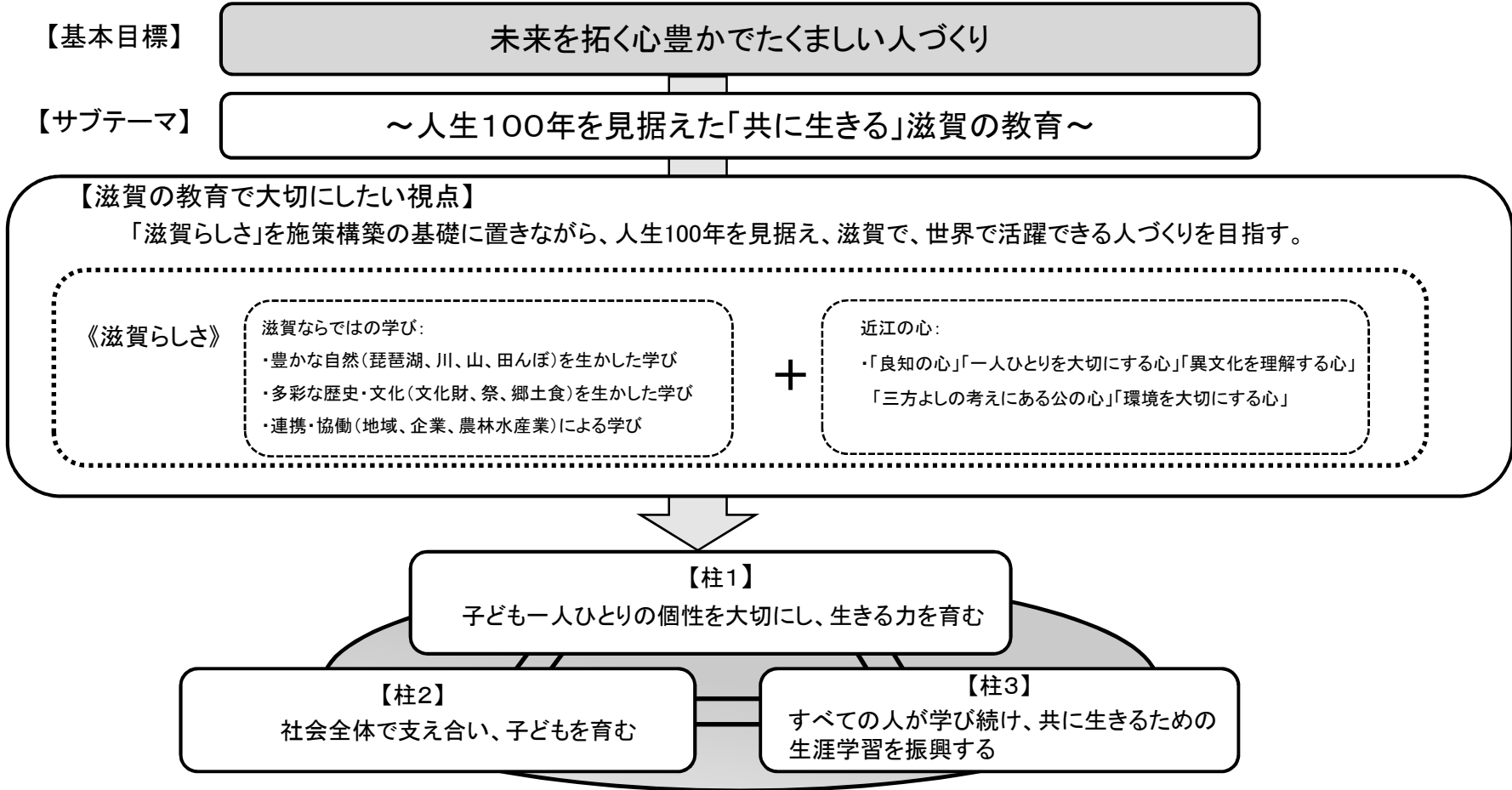
学校における働き方改革

学校と地域との連携・協働づくり

※平成29年度までの評価による。

#### 4 基本計画策定にあたっての基本的な考え方

- ・社会情勢のめまぐるしい変化に対応することができるよう、子どものころから基礎学力をしっかりと身に付け、個性と能力を伸ばし、生涯を通じて必要な知識・技能を身に付けることが求められています。
- ・人生100年を見据え、生涯にわたり豊かな人生を送るためには、生涯を通じて多くのことを学び、「人と人」、「人と社会」が、助け合い、支え合うことが必要です。
- ・次期基本計画では、基本目標である「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を推進していくために、「次の5年間で何をするか」を具体的に示しながら、今後の滋賀の教育の方向性を示します。
- ・基本構想で掲げる「長寿」「未知」「変化」の時代を「教育」という視点から捉え、一人ひとりの個性を大切にしながら、滋賀で世界で活躍できる人づくりを目指します。
- ・施策構築にあたっては、これまでの施策の実効性を検証するとともに、「滋賀らしさ」も取り入れながら、「滋賀」の教育振興基本計画としての特色を出します。



#### 5 政策の推進方策

■ 各施策を考えるにあたっては、SDGsの視点を踏まえる。

■ 成果や達成状況を把握するための「成果指標」や「事業目標」を設定し、毎年点検・評価を行う。